

山口市立小・中学校バス通学券交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、山口市立小・中学校の統廃合により廃止された校区から統合された小・中学校（以下「学校」という。）へ通学する児童生徒に、保護者負担の軽減と義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする通学区間のバス通学券（以下「通学券」という。）を交付する際に必要な事項を定める。

（交付対象者）

第2条 通学券の交付対象者は、別表に掲げる地域に居住し、通学する児童生徒のうち市長が認める者（以下「対象者」という。）とする。ただし、山口市遠距離通学対策事業補助金の補助対象となった児童生徒は除く。

（対象区間）

第3条 交付する通学券の有効区間は、別表に掲げる区域内の最寄りのバス停留所から通学校の最寄りのバス停留所までとする。ただし、運行時間等の関係から登下校で異なる路線を使用することがやむを得ないと認められる場合は、他の直近の停留所を対象区間とすることができる。

（交付申請）

第4条 交付を受けようとする者の保護者は、毎年度、山口市立小・中学校バス通学券交付申請書（様式第1号）により、校長を経由して市長に申請するものとする。

2 校長は、前項の申請書等を基に山口市立小・中学校バス通学券使用見込等総括表（様式第2号）を作成し、申請書を添えて市長に提出するものとする。

（交付決定及び交付方法）

第5条 市長は、前条の規定による申請の内容を審査し、対象者の資格を有すると認めたときは、対象者として決定するとともに、校長を経由して通学券（様式第3号）を交付する。

2 校長は、対象者から交付の申出があった場合は、山口市立小・中学校バス通学券交付簿（様式第4号）に必要事項を記載し、通学券を交付するものとする。

3 年度の途中で通学券の数が不足した場合、市長は、前条第2項の規定による総括表の再提出をさせ、不足する通学券を追加交付することができる。

（通学券の使用等）

第6条 通学券は、対象者が学校に通学を要する日において、市と契約するバス事業者（以下「事業者」という。）を利用する際に使用することができる。

2 対象者は、対象区間の乗車につき1枚の通学券を事業者に提出しなければならない。ただし、1日に使用できる通学券の枚数は2枚までとする。

3 事業者は、提出された通学券の対象区間の乗車運賃に相当する額を市長に請求することができる。

(使用期限)

第7条 通学券の使用期限は、対象者が別表の対象区域に居住し、学校に在籍する間とする。

(返還)

第8条 次に掲げる事象が生じた場合、対象者は未使用の通学券を市長に返還しなければならない。

- (1) 第2条に規定する条件を満たさなくなったとき。
- (2) 第4条第1項に規定する申請事項に変更が生じたとき。
- (3) 第4条第1項に規定する申請事項に虚偽が発覚した、又は第6条に規定する利用方法を逸脱したとき。
- (4) 第7条に規定する使用期限を超えた、又は不要になったとき。

(譲渡の禁止)

第9条 対象者は、交付された通学券を他人に譲渡してはならない。

(汚損・紛失の届出)

第10条 対象者は、通学券を汚損・紛失した場合、遅滞無く校長を経由し市長へ届出るものとする。

(変更申請)

第11条 第4条の規定による申請事項に変更が生じた場合は、山口市立小・中学校バス通学券交付変更申請書(様式第5号)により変更申請を行うものとする。

(不正利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正な手段により通学券の交付を受けた者又は運賃相当額の支払を受けた事業者があるときは、その利得の全部又は一部を返還させるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条・第3条・第7条関係)

学校名	対象区域
徳地中学校	旧岸見小学校通学区域のうち岸見地区

様式第1号（第4条関係）

山口市立小・中学校バス通学券交付申請書（ 年度）

年 月 日

山口市長 様

保護者 住所

氏名 (※)

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号

山口市立小・中学校バス通学券交付要綱に基づき、下記のとおりバス通学券の交付を申請します。

学校名・学年	山口市立	学校	年
対象者氏名			
地区名			
バス乗車区間 (停留所名)	①	—	
※登下校で乗車区間が異なる場合は②に第2経路と理由を記入	②	—	
バス通学日の見込	今年度	日程度	

様式第2号その1（第4条関係）

山口市立小・中学校バス通学券使用見込等総括表（ 年度）
年 月 日

山口市長 様

山口市立 学校
校長 (※)

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

山口市立小・中学校バス通学券交付要綱に基づき、下記のとおりバス通学券の使用見込枚数等の総括表を提出します。

1 交付申請の状況 別紙（様式第2号その2）

2 今年度に要する通学券の区間及び使用見込枚数

通学券の区間	区間乗車運賃 A	使用見込枚数 B	計 (A×B)
—	円	枚	円
—	円	枚	円
—	円	枚	円
—	円	枚	円
—	円	枚	円
—	円	枚	円
—	円	枚	円
—	円	枚	円
計		枚	円

注) 1 「通学券の区間」において、往路・復路は同一区間で記載すること（区間を逆転しなくて良い）。また、使用見込枚数において往復は2枚として算出すること。

2 使用見込枚数は交付申請書、登校日、例年の状況から適切な枚数を見込むこと。

様式第2号その2（第4条関係）

山口市立小・中学校バス通学券使用見込等総括表（ 年度）

山口市立 学校

交付申請の状況

[illegible]

様式第 3 号（第 5 条関係）

（表）

No.	通 学 用
山口市バス通学券	
有効区間	—
(契約事業者名)	

（裏）

注） 1	この通学券は、市が認める対象者が通学を要する日において、表面の区間を乗車する際に使用してください。
2	1 乗車につき 1 枚の通学券をバス事業者に提出してください（1 日の使用限度は 2 枚までです）。
山口市長	

様式第4号（第5条関係）

山口市立小・中学校バス通学券交付簿（

年度)

山口市立

学校

[illegible]

変更申請

年 月 日

保護者 住所
氏名 (※)
※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
電話番号

対象者の学年	山口市立	学校	年
対象者氏名			

地区・町内名	
バス乗車区間 (停留所名)	① —
※登下校で乗車区間が異なる場合は②に第2経路と理由を記入	② — 理由：
バス通学日の見込	今年度残りの期間において 日程度

注) 未使用の通学券を所持している場合は併せて提出すること。